

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B1)

(11) 特許番号

特許第3962422号
(P3962422)

(45) 発行日 平成19年8月22日(2007.8.22)

(24) 登録日 平成19年5月25日(2007.5.25)

(51) Int. Cl.		F I			
A 4 2 B	1/04	(2006.01)	A 4 2 B	1/04	F
A 4 5 D	8/00	(2006.01)	A 4 2 B	1/04	J
			A 4 5 D	8/00	5 O 1 A

請求項の数 6 (全 9 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2006-70191 (P2006-70191)</p> <p>(22) 出願日 平成18年3月15日 (2006.3.15)</p> <p>審査請求日 平成18年3月15日 (2006.3.15)</p> <p>早期審査対象出願</p>	<p>(73) 特許権者 506088528 今津 大二 神奈川県横浜市西区西戸部町一丁目68番地</p> <p>(74) 代理人 100100011 弁理士 五十嵐 省三</p> <p>(72) 発明者 今津 大二 神奈川県横浜市西区西戸部町一丁目68番地</p> <p>審査官 栗山 卓也</p>
--	--

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 装飾具兼用髪カーラ

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

髪の本を通すための少なくとも1つの第1の筒状伸縮性部材(1)と、
首を通すための第2の筒状伸縮性部材(2)と、
前記第1の筒状伸縮性部材の一端と前記第2の筒状伸縮性部材の一端とを結合する紐状伸縮性部材(3、3')と

を具備し、

前記第1の筒状伸縮性部材をその他端からたぐり、該たぐった第1の筒状伸縮性部材に前記髪の本を通し、その際、前記第2の筒状伸縮性部材により前記第1の筒状伸縮性部材から抜けにくくし、その後、前記第1の筒状伸縮性部材のたぐりを解いて前記髪の本の上部先端を覆い、該第1の筒状伸縮性部材を前記髪の本と共に巻き込むようにした装飾具兼用髪カーラ。

【請求項2】

前記第2の筒状伸縮性部材の代りに紐状布(2-A)を具備する請求項1に記載の装飾具兼用髪カーラ。

【請求項3】

前記第2の筒状伸縮性部材の代りに止め具付布(2-B)を具備する請求項1に記載の装飾具兼用髪カーラ。

【請求項4】

髪の本を通すための少なくとも1つの第1の筒状伸縮性部材(1)と、

10

20

首を通すための第2の筒状伸縮性部材(2)と、
前記第1の筒状伸縮性部材の一端と前記第2の筒状伸縮性部材の一端とを結合する紐状伸縮性部材(3、3')と、
前記第1の筒状伸縮性部材の先端内側に設けられた凸状要素(1a)と
を具備し、
前記第1の筒状伸縮性部材をその他端からたぐり、該たぐった第1の筒状伸縮性部材に前記髪の手束を通し、その際、前記第2の筒状伸縮性部材により前記第1の筒状伸縮性部材から抜けにくくし、その後、前記第1の筒状伸縮性部材のたぐりを解いて前記髪の手束の上部先端を覆い、該第1の筒状伸縮性部材を前記髪の手束と共に巻き込むようにし、前記第1の筒状伸縮性部材のたぐりを解く際に前記凸状要素により前記髪の手束をとかすようにした
装飾具兼用髪カーラ。

10

【請求項5】

前記第2の筒状伸縮性部材の代りに紐状布(2-A)を具備する請求項4に記載の装飾具兼用髪カーラ。

【請求項6】

前記第2の筒状伸縮性部材の代りに止め具付布(2-B)を具備する請求項4に記載の装飾具兼用髪カーラ。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は装飾具としても作用し髪をカールして固定させるための装飾具兼用髪カーラに関する。

20

【背景技術】

【0002】

従来の髪をカールするカール方法は、髪をロッドに巻きつけたり、回転ブラシを用いたりしている。さらに、美容室においてはパーマ液を用いることもある。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

しかしながら、上述の従来のカール方法によれば、ロッド、回転ブラシの操作に熟練した技術を必要とするので、素人には時間を要しかつ困難であった。また、ロッド等は装飾具として作用しなかった。さらに、美容室において用いるパーマ液は人体、環境等に有害であった。

30

【0004】

従って、本発明の目的は、操作が容易で、装飾具としても作用し、人体、環境等に有害でない髪カーラを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【0005】

上述の目的を達成するために本発明に係る装飾具兼用髪カーラは、髪の手束を通すための少なくとも1つの第1の筒状伸縮性部材と、首を通すための第2の筒状伸縮性部材と、第1の筒状伸縮性部材の一端と第2の筒状伸縮性部材の一端とを結合する紐状伸縮性部材とを具備し、第1の筒状伸縮性部材をその他端からたぐり、たぐった第1の筒状伸縮性部材に髪の手束を通し、その際、第2の筒状伸縮性部材により第1の筒状伸縮性部材から抜けにくくし、その後、第1の筒状伸縮性部材のたぐりを解いて髪の手束の上部先端を覆い、第1の筒状伸縮性部材を髪の手束と共に巻き込むものである。

40

【発明の効果】

【0006】

本発明によれば、熟練した技術は不要となるので、素人にも時間を短縮できかつ容易となる。また、伸縮性部材は装飾具としても作用できる。さらに、パーマ液は不要であるので、人体、環境等に無害とすることができる。

50

【発明を実施するための最良の形態】

【0007】

図1は本発明に係る装飾具兼用髪カーラの第1の実施の形態を示す斜視図である。図1において、1は髪束を通すための筒状伸縮性部材たとえば筒状布、2は首を通すための筒状伸縮性部材たとえば筒状布、3、3'は筒状布1の一端と筒状布2の一端とを結合する紐状伸縮性部材たとえば紐状布である。筒状布及び紐状布は1つの布により構成することもできる。

【0008】

筒状布1と筒状布2との間の空間は頭、顔を出させるためのものである。

【0009】

図1の装飾具兼用髪カーラの操作方法を図2、図3、図4を参照して説明する。

【0010】

始めに、図2の(A)を参照すると、筒状布1をその上部からたぐる。

【0011】

次に、図2の(B)を参照すると、筒状布2を首に通し、たぐった筒状布1を洗髪後の髪束の根元まで通す。この場合、筒状布2は筒状布1を髪束から抜けにくくする作用をする。

【0012】

次に、図3の(A)を参照すると、筒状布1のたぐりを解いて髪の上部先端を覆う。

【0013】

次に、図3の(B)を参照すると、筒状布1を髪と共に巻き込む。

【0014】

最後に、図4の(A)を参照すると、筒状布1の上部先端を髪束の根元でたとえばピンもしくはクリップで固定する。あるいは、図4の(B)を参照すると、ピン、クリップを用いず筒状布2を頭へ捲り上げて筒状布1をバンダナ状に固定する。

【0015】

図4の(A)もしくは(B)の状態ですら所定時間が経過すると、髪がカールされて固定されることになる。その後、髪カーラとしての筒状布1、2を外してもよい。尚、図4の(A)、(B)の状態では、髪カーラが装身具としても作用するので、髪カーラとしての筒状布1、2をそのままにしてもよい。

【0016】

図5は本発明に係る装飾具兼用髪カーラの第2の実施の形態を示す斜視図である。図5においては、図1の筒状布1の代りに3つの筒状布1-1、1-2、1-3を設けてあり、紐状布3-1、3-1'; 3-2、3-2'; 3-3、3-3'は、筒状布3、3'に対応する。つまり、筒状布1-1、1-2、1-3、2を吹流し状に構成する。この場合も、筒状布及び紐状布を1つの布により構成することもできる。

【0017】

筒状布1-1、1-2、1-3と筒状布2との間の空間は頭、顔を出させるためのものである。

【0018】

図5の装飾具兼用髪カーラの操作方法を図6、図7、図8を参照して説明する。

【0019】

始めに、図6の(A)を参照すると、各筒状布1-1、1-2、1-3をこれらの上部からたぐる。

【0020】

次に、図6の(B)を参照すると、筒状布2を首に通し、たぐった筒状布1-1、1-2、1-3を洗髪後の髪束の3つの束の根元まで通す。この場合、筒状布2は筒状布1を髪束から抜けにくくする作用をする。

【0021】

次に、図7の(A)を参照すると、筒状布1-1、1-2、1-3のたぐりを解いて髪

10

20

30

40

50

の上部先端を覆う。

【0022】

次に、図7の(B)を参照すると、筒状布1-1、1-2、1-3を髪と共に巻き込む。

【0023】

最後に、図8の(A)を参照すると、筒状布1-1、1-2、1-3の上部先端を髪の根元でたとえばピンもしくはクリップで固定する。あるいは、図8の(B)を参照すると、ピン、クリップを用いずに筒状布2を頭へ捲り上げて筒状布1をバンダナ状に固定する。

【0024】

図8の(A)もしくは(B)の状態が経過すると、髪がカールされて固定されることになる。その後、髪カーラとしての筒状布1-1、1-2、1-3、2を外してもよい。尚、図8の(A)、(B)の状態では、髪カーラが装身具としても作用するので、髪カーラとしての筒状布1-1、1-2、1-3、2をそのままにしてもよい。

【0025】

図9は図1の筒状布1の変更例を示す斜視図である。図9に示すように、筒状布1の先端内側に凸状要素1aを付ける。たとえば、凸状要素1aはテープに設けられたものである。これにより、図3の(A)に示す場合において、筒状布1のたぐりを解く際に、凸状要素1aは髪をとかす作用をするので髪がより整えるようになる。尚、図9の変更例は図5の筒状布1-1、1-2、1-3に適用することもできる。

【0026】

図10は図1の筒状布2の変更例を示す斜視図である。図1の筒状布2の代りに、図10の(A)に示す紐状布2-Aもしくは図10の(B)に示すように止め具付布2-Bを設ける。図10の(A)の紐付布2-Aはその両端に紐101、102を有しており、また、図10の(B)の止め具付布2-Bはその両端にファスナあるいはボタンのような止め具103、104を有しており、これにより、図2もしくは図6の(B)において、布2-Aもしくは2-Bを首に取り付けるようにできる。尚、図11は図8の(A)において筒状布2の代りに止め具付布2-Bを用いた場合を示す。また、図10の変更例は図5の筒状布2にも適用することができる。

【0027】

上述の実施の形態においては、筒状布1(1-1、1-2、1-3)は1本もしくは3本であるが、他の本数になし得ることは言うまでもない。筒状布1(1-1、1-2、1-3)の本数を増加させることにより、髪に与える曲線の曲率を大きくできると共に、髪の質感を変化できる。

【0028】

また、布1(1-1、1-2、1-3、2、2-A、2-B)の色、柄、素材を変化させることにより装飾度を変化させることができる。この場合、素材として紫外線防止材料、防寒用材料等を選択することもできる。

【図面の簡単な説明】

【0029】

【図1】本発明に係る装飾具兼用髪カーラの第1の実施の形態を示す斜視図である。

【図2】図1の装飾具兼用髪カーラの操作を説明する斜視図である。

【図3】図1の装飾具兼用髪カーラの操作を説明する斜視図である。

【図4】図1の装飾具兼用髪カーラの操作を説明する斜視図である。

【図5】本発明に係る装飾具兼用髪カーラの第2の実施の形態を示す斜視図である。

【図6】図5の装飾具兼用髪カーラの操作を説明する斜視図である。

【図7】図5の装飾具兼用髪カーラの操作を説明する斜視図である。

【図8】図5の装飾具兼用髪カーラの操作を説明する斜視図である。

【図9】図1の変更例を示す斜視図である。

【図10】図1の他の変更例を示す斜視図である。

10

20

30

40

50

【図11】図10の(B)の変更例を図8の(A)に適用した場合の斜視図である。

【符号の説明】

【0030】

- 1、1-1、1-2、1-3：筒状伸縮性部材（筒状布）
- 2：筒状伸縮性部材（筒状布）
- 2-A：紐付布
- 2-B：止め具付布
- 3、3'、3-1、3-1'、3-2、3-2'、3-3、3-3'：紐状伸縮性部材（紐状布）

【要約】

10

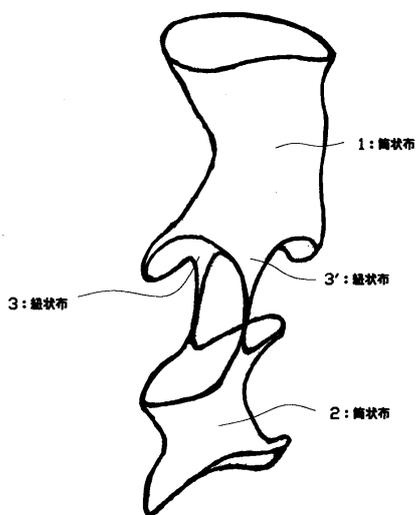
【課題】髪カーラ技術は熟練を必要とするので、素人には時間を要し、困難であった。また、装飾具としては作用しなかった。さらに、パーマ液を用いると、人体、環境等に有害であった。

【解決手段】髪束を通すための筒状布1と、首を通すための筒状布2と、筒状布1の一端と筒状布2の一端を結合する紐状布3、3'とを備えて装飾具兼用髪カーラを構成する。

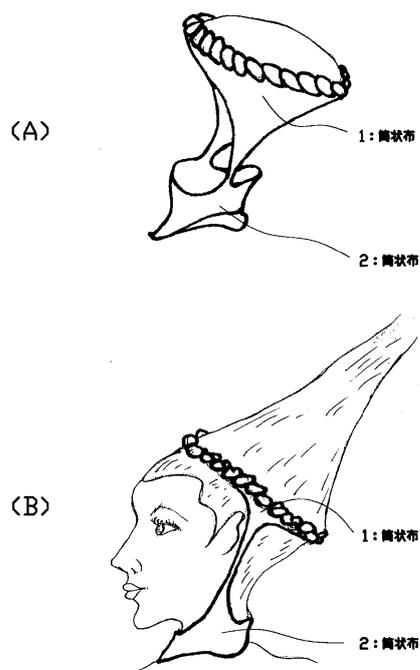
【選択図】 図1

【図1】

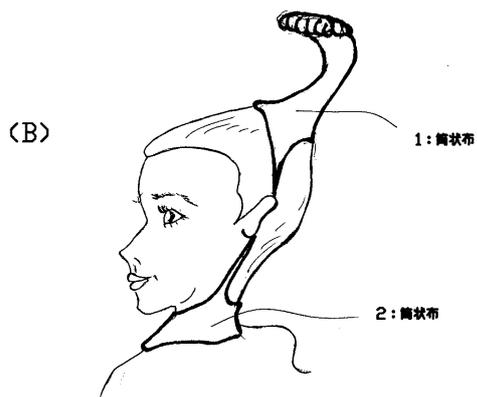
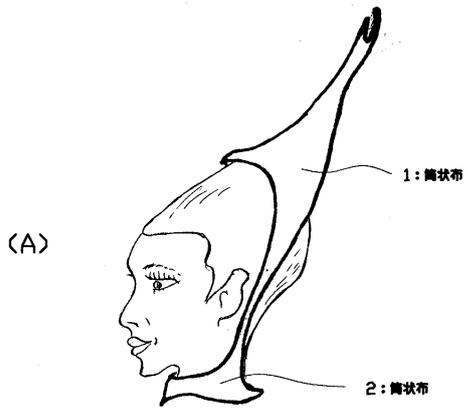
本発明に係る装身具兼用髪カーラの第1の実施の形態



【図2】



【 図 3 】

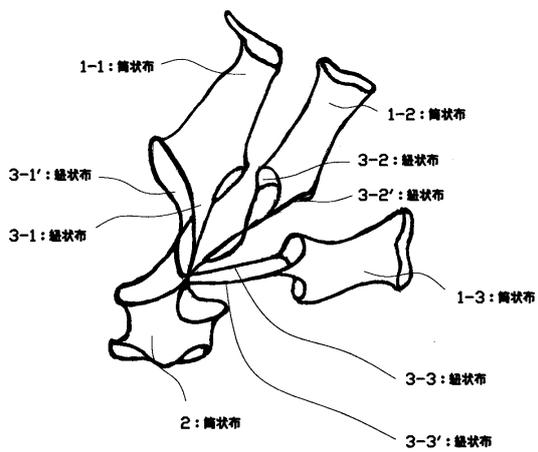


【 図 4 】

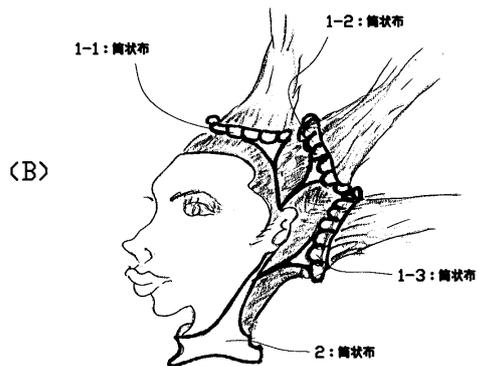
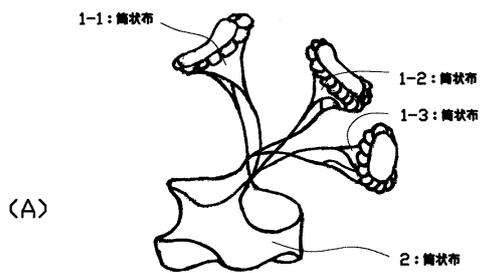


【 図 5 】

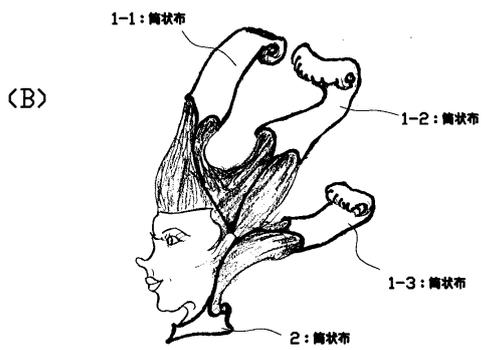
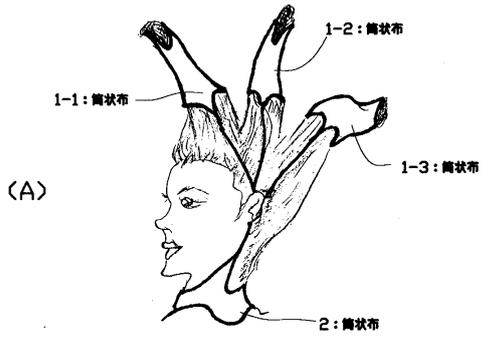
本発明に係る装身具兼用髷カーラの第2の実施の形態



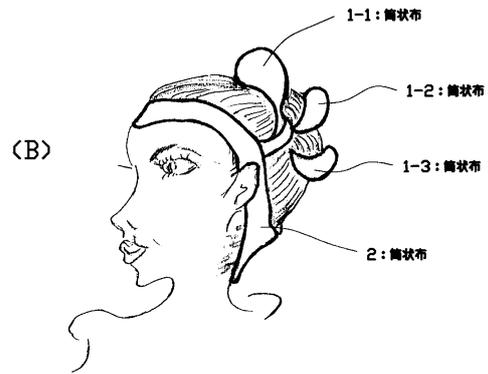
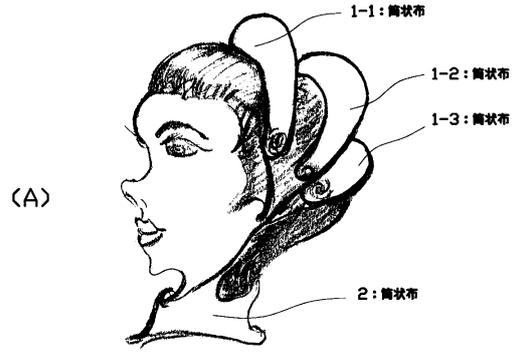
【 図 6 】



【 图 7 】

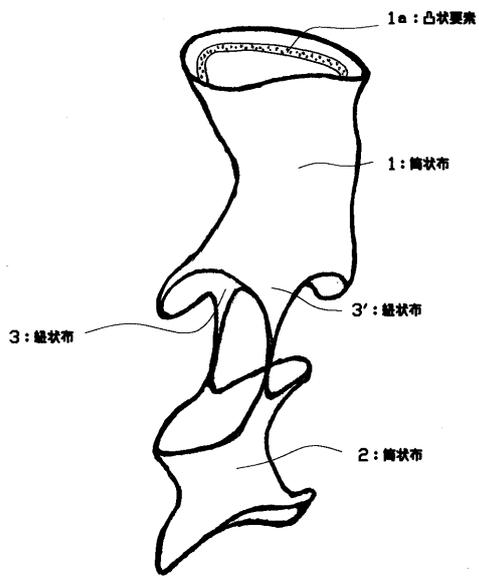


【 图 8 】



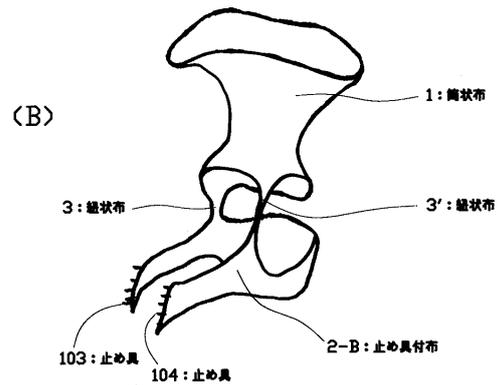
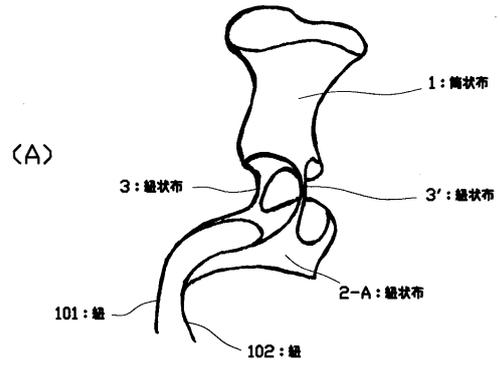
【 图 9 】

变更例



【 图 10 】

变更例



【 図 1 1 】



フロントページの続き

(56)参考文献 実用新案登録第3086682(JP, Y2)
実開昭63-169004(JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A42B 1/04

A45D 8/00

A45D 8/40

A45D 2/18